

藤沢市障がい者地域生活サポート事業実施要領

制定 平成19年4月 1日

改正 令和 5年4月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、地域生活移行を行う障がい者等の受入れにあたって環境改善や体制整備を行うため、障がい者等の地域生活移行を促進するため、在宅障がい者等が地域で安心して暮らすことができるよう支援を行うため、障がい者が地域の人々とともに暮らしていく環境を整備するため、障がい者等がライフステージに応じてその人らしい働き方等を選択できるよう支援を行うため及び生活の場において障がい者等の障がい状態に応じて個別的な支援を行うために実施する藤沢市障がい者地域生活サポート事業（以下「サポート事業」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類)

第2条 サポート事業は、次の事業からなるものとする。

- (1) グループホーム等地域生活移行推進事業
- (2) 自立生活訓練棟支援事業
- (3) 短期入所利用促進事業
- (4) 医療的ケア訪問支援事業
- (5) 在宅障がい者緊急通報システム事業
- (6) 地域防災拠点事業
- (7) 通所体験事業
- (8) 重度重複障がい者個別支援事業
- (9) 医療的ケア支援事業

(事業の実施主体)

第3条 サポート事業の実施主体は、サポート事業を適切に実施できると市長が認める社会福祉法人等（以下「事業者」という。）とする。ただし、本市の指定管理者として事業を実施している事業者が当該指定管理者として実施している事業に関しては、対象としないものとする。

(事業内容)

第4条 第2条各号に規定する事業（以下「各事業」という。）の内容は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) グループホーム等地域生活移行推進事業 事業者が入所施設等の利用者に対して行う当該施設等から地域のグループホーム（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障がい者総合支援法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行うこととして、同法第29条第1項に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が指

定した者の運営する事業所）等へ住まいの場を移行するための支援及び移行後の支援を個別支援計画に基づき行う事業で、市長が認めるものをいい、その要件及び費用の交付対象期間は次のとおりとする。

ア 要件 本事業に主に従事する事業者の職員（移行推進員）は、社会福祉主事任用資格を有する者又は障がい者総合支援法第5条第1項に規定する障がい福祉サービス若しくは同条第18項に規定する相談支援若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障がい児通所支援、同条第7項に規定する障がい児相談支援若しくは第7条第2項に規定する障がい児入所支援の実務経験が3年以上ある者で、当該事業を適切に実施できる者であること。

イ 交付対象期間 移行のための支援と移行後の支援を併せて6月以内とする。

(2) 自立生活訓練棟支援事業 障がい者総合支援法第5条第11項に規定する障がい者支援施設が、居宅生活に必要な設備を設けている個室等において、個別支援計画に基づき地域生活移行に向けた支援を行う事業をいい、その要件は次のとおりとする。

ア 指定基準（障がい者総合支援法第43条第1項及び第44条第1項並びに児童福祉法第21条の5の19第1項及び第24条の12第1項の都道府県（指定都市および中核市又は児童相談所設置市を含む。）の条例で定める基準をいう。以下同じ。）及び報酬基準（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービス等及び基準該当障がい福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）並びに児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）をいう。以下同じ。）（以下「指定基準等」という。）で定められた人員基準を超えて職員を配置すること。

イ 本事業を実施する際の居室は、次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 原則として個室とすること。

(イ) 通常の居宅生活に必要な設備を設けていること。

ウ 本事業の実施にあたっては、概ね6月間の自立生活訓練計画を作成するとともに、当該自立生活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。なお、自立生活訓練計画は、個別支援計画と一体的に作成しても差し支えないが、訓練時の居住場所、支援員等の編成及び役割・勤務形態等、日課、スケジュール、日中活動や移動等の方法等の項目を盛り込み、支援の質が担保されるよう努めること。

エ 本事業開始後2年以上を経過した事業所にあつては、過去2年間において訓練を受けた者のうち、1人以上が地域移行につながっていること。

(3) 短期入所利用促進事業

ア 福祉型短期入所利用促進事業 指定短期入所事業所（報酬基準に基づき医療型

短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定するものを除く。)において行う事業をいい、その要件は次のとおりとする。

(ア) 神奈川県重症心身障がい児者の認定を受けている者、若しくは第9号アに該当する者又はこれに準じると市長が認めた者(以下「重症心身障がい児者等」という。)に対して短期入所を提供する事業。

(イ) 重症心身障がい児者等の受け入れにあたっては、支援を行っている間、看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。))並びに社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第2項に規定する介護福祉士並びに同法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)を必要に応じ配置すること。

イ 医療型短期入所利用促進事業 指定短期入所事業所(医療機関で行う場合に限る。)において、常時医療的ケアが必要な障がい児者に対して短期入所を提供する事業をいい、その要件は次のとおりとする。

(ア) 常時医療的ケアが必要な障がい児者の受け入れにあたっては、各医療機関等における必要な人員基準等を満たしていること。

ウ 短期入所送迎促進事業 重症心身障がい児者等又は常時医療的ケアが必要な障がい児者に対して居宅と短期入所事業所との送迎を行う事業をいい、その要件は次のとおりとする。

(ア) 送迎を行うにあたっては、利用者1人に対して、支援員等が1人以上付き添うこと。

(4) 医療的ケア訪問支援事業 施設から地域へ生活移行した障がい者に対して、地域で安心して生活することを目的に、障がい者個々の状況を把握している障がい者支援施設に従事している医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士(以下「医師等職員」という。)が、施設から地域へ生活移行した障がい者を対象に専門的ケアを行う事業をいい、その要件は次のとおりとする。

ア 専門的ケアの実施は、医師等職員が自宅等に訪問することにより実施すること。

イ 本事業の対象となる利用者は、本市の障がい者総合支援法第19条第1項に規定する支給決定(以下「支給決定」という。)を受けている者であること。

(5) 在宅障がい者緊急通報システム事業 緊急通報システムを整備し、在宅障がい者の生活を24時間体制で支援する事業をいい、その要件は次のとおりとする。

ア 施設等と地域で生活する利用者間で24時間連絡が取れる状態であること。

イ 施設等は緊急な事態が想定されるとき、速やかに対応できる体制をとること。

ウ 本事業の対象となる利用者は、グループホーム入居者ではないこと。

(6) 地域防災拠点事業 民間障がい福祉施設(障がい福祉サービス、相談支援、障がい児通所支援及び障がい児相談支援を行う事業所、障がい者支援施設、障がい児入所施設並びに障がい者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。)を災害時の緊急避難場所として活用するため、必要な物品の整

備等を行う事業をいい、その要件は次のとおりとする。

ア 災害時の緊急避難場所として、当該施設の利用者だけでなく、地域住民にも利用できるよう環境整備を図ること。

イ 災害時における障がい者の緊急受入に関する協定を本市と締結している法人であること。

ウ 前年度及び前々年度において、本事業による費用の交付を受けていないこと。

(7) 通所体験事業 障がい者等に一連のサービスを体験させることで、自己の障がいに適応した施設の選択を可能にすることを目的とした、在宅障がい者の通所サービス体験利用の受入れを実施する事業をいい、その要件並びに費用の交付対象期間は次のとおりとする。

ア 要件 次のすべてを満たしていることを本事業の要件とする。

(ア) 事業者は体験利用者に応じた体験内容を記載した計画書を作成すること。

(イ) 本事業に主に従事する事業者の職員は、社会福祉主事任用資格者等で、当該事業を適切に実施できる者を担当者とする。

(ウ) 本事業の対象となる利用者は、市長がそのサービスを受けることが適切と認める者で、過去に当該施設で当該サービスを受けたことがないものであること。

(エ) 特別支援学校等の教育機関の教育課程としての実習ではないこと。

(オ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童発達支援又は放課後等デイサービスに係る事業ではないこと。

イ 交付対象期間 利用者1人あたり1月以下とする。

(8) 重度重複障がい者個別支援事業 複数の手帳の交付を受けた者に対し、個々の障がいに適した支援を行う事業をいい、その要件は次のとおりとする。

ア 指定基準等で定められた人員基準を超えて職員を配置すること。

イ 本事業の対象となる利用者は、次のうち2以上の交付を受けている者又は同様の状態にあると市長が認めた者（加齢により心身機能に変化があったもので、介護保険サービスが利用可能なもの（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する要介護被保険者又は第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者に該当し得るもの）を除く。）であること。

(ア) 身体障がい者手帳1級又は2級

(イ) 療育手帳A1又はA2

(ウ) 精神保健福祉手帳1級

(9) 医療的ケア支援事業 最重度の知的障がい等の者に対し、医療支援を行う事業をいい、その要件は次のとおりとする。

ア 本事業の対象となる利用者は、次に該当する者であること。

気管切開、痰の吸引、胃ろう、経管栄養、IVH、膀胱ろうその他これに準じると市長が認めた医療行為について、看護職員等による医療的支援を日常的に必要とする者

イ 看護職員等を常勤換算で1人以上配置すること。

2 前項第1号から第3号、第5号及び第7号から第9号までに規定する事業については、当該事業所が藤沢市外に所在する場合にあっては、利用者が支給決定を藤沢市から受け、若しくは受けることができる者（18歳に到達した時点で受けることができるようになる者を含む。）又は利用者の保護者が児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受け、若しくは受けることができる者であり、かつ、当該事業所の所在する市町村が当該各号に規定する事業と同等の事業を実施していることを条件とする。

3 第1項第8号及び第9号に規定する事業については、次のとおりとする。

(1) これらの事業の対象となる者は、神奈川県重症心身障がい児者の認定を受けている者とする。

(2) これらの事業の対象施設は、通所施設（児童発達支援又は放課後等デイサービス事業所を除く）とする。

4 市長は、サポート事業を実施した事業所に対し、サポート事業の実施に係る費用を交付するものとし、費用の交付の対象とする経費及び交付する費用の基準額については、各事業に応じ、別表第1に定めるとおりとする。

（事業の実施の申請等）

第5条 サポート事業を実施しようとする事業者は、サポート事業を開始しようとする日までに、市長に当該事業に係る承認申請をしなければならない。この場合における申請書類は、市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者地域生活サポート事業分）（以下「県要領」という。）第1号様式として規定されている事業実施届とし、当該実施する各事業ごとに別表第2に定める添付書類を添えなければならない。

2 市長は、前項の申請書類を受理したときは、速やかに当該事業の実施に係る承認又は不承認を決定することとし、承認することとした場合はその旨を事業実施承認決定通知により、不承認とすることとした場合はその旨を事業実施不承認決定通知書により、それぞれ前項の申請書類を提出した者に通知するものとする。

（事業の変更等の届出）

第6条 サポート事業を実施する事業者は、実施する各事業を変更、中止、又は廃止したときは、速やかに県要領第2号様式として規定されている事業変更（中止・廃止）届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 サポート事業を実施する事業者が変更した各事業に係る事項が前条第1項に規定する添付書類に記載の事項についてのものであるときは、当該事業者は、当該書類に変更後の内容を記載したものを、前項の事業変更（中止・廃止）届に併せて提出しなければならない。

（実施状況の届出）

第7条 サポート事業を実施した事業者は、四半期ごとに、当該四半期の末日の属する月の翌月10日までに、県要領第3号様式として規定されている事業実施状況届に当該実施する各事業ごとに別表第2に定める添付書類を添えて、市長に提出しなければ

ならない。ただし、当該四半期に当該事業を実施しなかった場合は、この限りでない。
(費用の支弁等)

第8条 サポート事業に要する費用の請求については、前条に規定する事業実施状況届に併せて請求書類一式を市長へ提出することにより行うものとする。

2 市長は事業者からの請求の内容を審査し、適正であれば予算の範囲内で事業者に費用を交付するものとする。

(帳簿等の整備及び報告等)

第9条 事業者は、事業対象利用者の名簿、サポート事業の記録及び経理に関する帳簿等を備え付け、整備し、サポート事業が完了した翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

2 事業者はサポート事業の実施中に事故が発生した場合は、速やかに適切な措置を講じ、その概況を市長に報告しなければならない。

(費用の返還等)

第10条 市長は、過誤による報告若しくは請求又は偽りその他の不正行為によりサポート事業に係る費用の交付を受けた者がいるときは、その者から既に支給した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

(様式その他の委任事項)

第11条 この要領の規定により必要とする書類の様式その他のサポート事業の実施に関し必要な事項は、障がい者支援課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日改正)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日時点において、改正前の藤沢市障がい者地域生活サポート事業実施要領第3条第4号に規定するグループホーム利用者地域支援事業を実施していた事業者の当該事業に係る利用者で、月途中に入所したものについては、第4条第1項第4号イの規定にかかわらず、交付対象期間は、入所した月の翌月1日を基準として3年間とするものとする。

附 則 (平成30年3月31日改正)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月31日改正)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日改正)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月6日改正)

1 令和2年度実施事業については、第4条第1項第7号イ中「1月以下」とあるのは、「1月以下(ただし、市長が期間の変更が必要と認めた場合にあっては、変更後の期

間)」と読み替えるものとする。

2 この要領は、令和2年7月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

1 令和3年度実施事業については、第4条第1項第7号イ中「1月以下」とあるのは、「1月以下（ただし、事業者及び事業所において、新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、事業を休止又は休所した場合等であって、市長が期間の変更が必要と認めたときは、変更後の期間）」と読み替えるものとする。

2 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日改正）

1 令和4年度実施事業については、第4条第1項第6号イ中「1月以下」とあるのは、「1月以下（ただし、事業者及び事業所において、新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、事業を休止又は休所した場合等であって、市長が期間の変更が必要と認めたときは、変更後の期間）」と読み替えるものとする。

2 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日改正）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業名	交付対象経費	交付基準額
グループホーム等 地域生活移行推進 事業	事業実施に必要な報酬、 給料、職員手当等、共済 費、旅費、役務費、需用 費、その他の事務執行に 要する費用	障がい支援区分4以上の利用者1人 あたり30,440円/月
自立生活訓練棟支 援事業	事業実施に必要な報酬、 給料、職員手当等、共済 費、旅費、役務費、需用 費、その他の事務執行に 要する費用	利用者1人あたり3,700円/日
短期入所利用促進 事業	事業実施に必要な報酬、 給料、職員手当等、共済 費、旅費、役務費、需用 費、その他の事務執行に 要する費用	<p>1 福祉型短期入所利用促進事業 利用者1人あたり9,900円/日</p> <p>2 医療型短期入所利用促進事業 短期入所の受入を行う当該医療機関が、 その当該病床において患者を入院させ たとき、健康保険法（大正11年法律第 70号）に規定する療養の給付に要する 費用の額として、診療報酬の算定方法 （平成20年厚生労働省告示第59号） に基づいて算定可能な入院料等の区分 に応じ、医療型短期入所を提供した際に 利用者1人あたり次の額を加算する。</p> <p>（1）小児入院医療管理料1 16,900円/日</p> <p>（2）小児入院医療管理料2 11,800円/日</p> <p>（3）小児入院医療管理料3 7,800円/日</p> <p>（4）小児入院医療管理料4 1,700円/日</p> <p>（5）小児入院医療管理料注2の保育士 加算 1,000円/日</p> <p>ただし、オの算定はア～エのいずれかに 該当する場合に限る。</p> <p>3 短期入所送迎促進事業 2,640円/回（片道）</p>

医療的ケア訪問支援事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、役務費、需用費、その他の事務執行に要する費用	医師1人あたり24,780円/日 看護師等1人あたり9,480円/日
在宅障がい者緊急通報システム事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、役務費、需用費、その他の事務執行に要する費用	利用者1人あたり5,000円/月
地域防災拠点事業	防災用品、備蓄品等に係る購入費	1法人あたり1,000千円/年
通所体験事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、役務費、需用費、その他の事務執行に要する費用	利用者1人につき1日あたり、生活介護12,830円/日。 自立訓練(機能訓練)7,910円/日。 自立訓練(生活訓練)7,440円/日。 就労移行支援10,890円/日。 就労継続支援A型6,150円/日。 就労継続支援B型6,450円/日。 ただし、利用者1人あたり10日を上限とする。
重度重複障がい者個別支援事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、役務費、需用費、その他の事務執行に要する費用	利用者1人あたり3,000円/日。
医療的ケア支援事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、役務費、需用費、その他の事務執行に要する費用	利用者1人あたり2,300円/日。

別表第2（第5条、第7条関係）

事業名	事業実施届の添付書類	事業実施状況届の添付書類
グループホーム等 地域生活移行推進 事業	県要領1-1に規定されて いるグループホーム等 地域生活移行推進事業 実施計画書、移行推進 員の資格要件を満たし ていることが確認でき る書類及び移行対象者 の個別支援計画	県要領1-1に規定されて いるグループホーム等 地域生活移行推進事業 実施報告書
自立生活訓練棟支 援事業	県要領1-2に規定されて いる自立生活訓練棟支 援事業実施計画書及び 自立生活訓練計画書	県要領1-2に規定されて いる自立生活訓練棟支 援事業実施報告書及び 自立生活訓練計画書
短期入所利用促進 事業	県要領2-2に規定されて いる短期入所利用促進 事業実施計画書	県要領2-2に規定されて いる短期入所利用促進 事業実施報告書
医療的ケア訪問支 援事業	県要領2-3に規定されて いる医療的ケア訪問支 援事業実施計画書	県要領2-3に規定されて いる医療的ケア訪問支 援事業実施報告書及び 医療的ケア訪問支援事 業利用者名簿
在宅障がい者緊急 通報システム事業	県要領2-4に規定されて いる在宅障がい者緊急 通報システム事業実施 計画書	県要領2-4に規定されて いる在宅障がい者緊急 通報システム事業実施 報告書及び月ごとに契 約者数分かる資料
地域防災拠点事業	県要領3-2に規定されて いる地域防災拠点事業 実施計画書	県要領3-2に規定されて いる地域防災拠点事業 実施報告書及び領収書 の写し
通所体験事業	県要領4に規定されて いる通所体験事業実施 計画書及び事業実施責 任者の資格要件を満た していることが確認で きる書類	県要領4に規定されて いる通所体験事業実施 報告書及び通所体験事 業実施者一覧表その他 の受入人数及び日数が 分かる資料
重度重複障がい者 個別支援事業	県要領5-3に規定されて いる重度重複障がい者 個別支援事業実施計画 書	県要領5-3に規定されて いる重度重複障がい者 個別支援事業実施報告 書及び事業対象者の月 ごとの利用状況が確認 できる書類
医療的ケア支援事 業	県要領5-5に規定されて いる医療的ケア支援事 業実	県要領5-5に規定されて いる医療的ケア支援事 業実施計画書及び

	施計画書	事業対象者の月ごとの利用状況が 確認できる書類
--	------	----------------------------